改正後	改正前
⑻　主成分の含有量等 ア　（略） イ　表二の左欄に掲げる主成分の含有量等については、別紙の分析方法による分析結果に基づき、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。）第11条第９項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、それぞれ表二の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載することができる。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。 ウ・エ　（略） 表一・表二　（略） ２　（略）	⑻　主成分の含有量等 ア　（略） イ　表二の左欄に掲げる主成分の含有量等については、別紙の分析方法による分析結果に基づき、規則第11条第９項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、それぞれ表二の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載することができる。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。 ウ・エ　（略） 表一・表二　（略） ２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定による届出がされている肥料の表示については、この告示による改正後の特殊肥料の品質表示基準の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（略） 別表	（略） 別表

農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
2’，6’－ジブロモ－２－メチル－４’－トリフルオロメトキシ－４－トリフルオロメチル－１，３－チアゾール－５－カルボキスアニリド（別名チフルザミド）	0.014mg／kg体重／日	0.25mg／kg体重
（略）		

農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）		